食安輸発0621第1号 平成25年6月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年6月14日付け食安輸発0614第17号。以下「モニタリング通知」という。)により通知しているところです。

今般、モニタリング検査において、果実からフルトリアホールを検出し、平成19年11月 15日付け食安発第1115001号「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」に基づき、検疫所における検査体制を整備したことから、モニタリング通知の別表第8のフルトリアホールの項を下記のとおり改めるので、御了知の上、対応 方よろしくお願いします。

記

l	No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類	茶	畜産食品	水産食品
					及び種実類			
	419	フルトリアホール	0		0		0	

を

١.								
l	No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類	茶	畜産食品	水産食品
					及び種実類			
	419	フルトリアホール	0	0	0		0	

に改める。